

豊浦町告示 35号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、平成31年度及び平成32年度において豊浦町が発注する建設工事、設計等及び物品購入・委託業務に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格及び資格審査の申請の時期並びに方法等について次のとおり定め告示する。

平成30年12月3日

豊浦町長 村井 洋一

第1 資格

1 基本的資格要件

豊浦町が発注する契約に係る競争入札に参加できる者（以下「競争入札参加者」という。）は、次に掲げる者以外である者とする。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）及び破産者で復権を得ない者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定する者）
- (2) 契約及びその履行にあたり、不誠実な行為等を行い、競争入札への参加を排除されている者（政令第167条の4第2項に規定する者）
- (3) 豊浦町暴力団排除条例（平成24年豊浦町条例第17号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者である者。
- (4) 豊浦町に納付すべき税を滞納している者
- (5) 国税（消費税及び地方消費税、法人税、所得税）を滞納している者
- (6) 道税（法人事業税、法人特別税）を滞納している者

2 契約の種類による資格要件

(1) 建設工事の請負契約

ア 競争入札参加資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

- ① 審査基準日において、建設業法（昭和24年法律第100号）による許可を受けてから引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- ② 建設業法により建設大臣又は、都道府県知事が行う経営に関する客観事項の審査（経営事項審査）を受けていること。

イ 前記アに該当しない町内業者（豊浦町に本店を有する者をいう。）については、申請工種において、直前2年の各営業年度の決算において、完成工事高を有していること。

(2) 設計等に係る契約

競争入札参加資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

- ア 建築物の設計に関しては、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所についての登録を受けた者であること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者は、この限りでない。
- イ 測量に関しては、測量法（昭和24年法律第188号）による登録を受けた者であること。
- ウ 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

(3) 物品購入・委託業務等に係る契約

競争入札参加資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

- ア その事業の営業に関し、法令等に基づく許可登録等が必要な業種については、当該許可登録等を受けた者であること。
- イ その事業の営業に関し、許可登録等が必要な業種については、当該許可登録等を受けた者であること。
- ウ 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

3 審査基準日

平成31年1月1日

4 資格の有効期間

資格の有効期間は、平成31年（2019年）4月1日から
平成33年（2021年）3月31日までとする。

5 資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号の一に該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者になったとき。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づき競争入札への参加を排除されたとき。
- (3) 営業に関し、法令の規定による許可登録等を要する場合において、当該許可登録等を取り消されたとき。
- (4) その他第1の2に定める資格要件の一を欠くに至ったとき。

第2 資格審査の申請の時期及び方法等

1 申請時期

- (1) 平成31年1月16日から平成31年2月8日までとする。
ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。
- (2) 豊浦町内の事業者又はその他町長が必要と認めた者については、町長の指定す

る日とする。

2 申請の方法

- (1) 建設課から示される申請書類を提出することにより行うものとする。
(ただし、郵送の場合は2月8日必着とする。)
- (2) 受付担当は豊浦町役場建設課管理係とする。(電話 0142-83-1412)

3 資格の再審査申請及び変更届

(1) 建設工事、設計等に係る資格審査申請

- ア 競争入札参加資格者の事業又は営業が相続、合併、譲渡により移転されたときは、入札参加資格変更審査申請書(様式11)により資格の再審査の申請を行うものとする。
- イ その他、申請内容に変更があったときは、競争入札参加資格審査申請書変更届(様式12)により、変更の届出をするものとする。
- ウ 資格審査変更事項については、「北海道内各市町村の入札参加資格審査申請の手引き」を参照ください。

- (2) 備品購入・委託業務等に係る資格審査申請の変更については、(1)に準じて申請又は届出してください。様式は任意様式又は再審査申請書(別記様式4)、審査申請変更届(別記様式5)いずれかで提出ください。

なお、変更事項、添付書類は下記を参照してください。

※ 添付書類

変更に伴い記載事項に変更が生じたものはすべて再提出となります。

変更事項	登記事項 証明書	委任状	使用 印鑑届	その他
商号、名称	○	○	○	
組 織	○			会社組織の変更 個人⇄(有)⇄(株)
代表者変更	○	○		職名を併記
受任者変更	○	○		
所在地の変更 (本店、道内支店営業所)	○			個人の場合は、住民票又は 営業証明書を添付
電話番号 (本店、道内支店営業所)				
使用印鑑			○	個人の場合は印鑑証明を添付
登録業種の追加				変更の事実を証する書類を添付

※登記事項証明書は写し可